

判決年月日	平成28年10月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成26年(行ケ)10155号		
<p>○ 名称を「減塩醤油類」とする発明について、サポート要件の充足と進歩性を認めて特許無効審判請求を不成立とした審決を、サポート要件の判断に誤りがあるとして取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項, 36条6項1号

(関連する権利番号等) 特許第4340581号, 無効2010-800228号, 特公昭62-39978号公報, 特開昭59-55165号公報, 特公昭62-62143号公報

判決要旨

被告は、名称を「減塩醤油類」とする発明（本件発明）についての本件特許（特許第4340581号）の特許権者である。

原告が、進歩性欠如及びサポート要件違反を無効理由として本件特許の無効審判請求をしたところ（無効2010-800228号）、特許庁は、無効審判請求を不成立とする審決をした。

本件発明は、食塩濃度が7～9 w/w%と低いにもかかわらず塩味があり、カリウム含量が増加した場合の苦みが軽減でき、従来の減塩醤油の風味を改良した減塩醤油を提供するという課題を解決するために、食塩濃度7～9 w/w%である減塩醤油において、カリウム濃度（1～3.7 w/w%）、窒素濃度（1.9～2.2 w/v%）及び窒素／カリウムの重量比（0.44～1.62）を、それぞれ数値範囲によって特定した発明である。

審決は、サポート要件について、本件明細書から、カリウム濃度が塩味を付け、窒素濃度が塩味を増強し、苦みを低減させるという原理が読み取れるから、食塩濃度7 w/w%においても、前記数値範囲内で、カリウム濃度を増やし、窒素濃度を増やし、窒素／カリウムの重量比を0.44～1.62とすれば、課題を解決できないとまではいえない旨判断した。

本判決は、次のとおり判断して、審決にはサポート要件の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

本件明細書によれば、本件発明の課題を解決できることを認識できるというためには、本件発明に係る減塩醤油が、官能評価の結果、食塩濃度14 w/w%相当のレギュラー品（通常品）に比べ若干弱いかそれ以上の塩味であり（塩味3以上）、苦みはあったとしてもわずかに感じる程度であり（苦み3以下）、かつ、異味が少ないという評価（総合評価○以上）がされるものと認識できることが必要である。

しかし、本件明細書の実施例・比較例のうち、調味料・酸味料の添加のない表1記載の実施例1～11, 26, 27, 比較例1～25は、いずれも食塩濃度が9 w/w%であり、表2記載の実施例12～19は、官能評価の記載がなく、表3記載の実施例20～25は、

調味料・酸味料の添加があり，これらの実施例・比較例を検討しても，食塩濃度 7 w/w % の場合に，塩味 3 以上，苦み 3 以下，総合評価 ○ 以上という評価が得られ，本件発明の課題が解決できることを認識することができる記載は認められない。

そうすると，食塩濃度 7 w/w % の減塩醤油については，本件出願日当時の技術常識及び本件明細書の記載から，本件発明の課題が解決できることを当業者は認識することができず，サポート要件を満たしているとはいえない。

審決指摘の原理だけから，食塩濃度を低下させた場合の具体的な塩味や苦みの程度を推測することはできないし，特定の味覚の強化，弱化が他の味覚に影響を与えずに独立して感得されるという技術的知見を示す証拠も見当たらないから，食塩濃度 7 w/w % の場合に，塩味 3 以上，苦み 3 以下，総合評価 ○ 以上という評価を達成でき課題が解決できることを，本件明細書の記載から認識することはできない。